

## 業務委託契約書(案)

委託件名 宇部工業高等専門学校 学寮給食業務，校内食堂業務，売店業務  
及び自動販売機設置業務委託

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構 宇部工業高等専門学校 契約担当役事務部長前川幸枝 と 受託者 との間において，上記の委託業務について，次の条項により，委託契約を結ぶものとする。

第 1 条 受託者は，宇部工業高等専門学校 学寮給食業務，校内食堂業務，売店業務 及び自動販売機設置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び宇部工業高等専門学校学寮給食業務委託実施細目（以下「実施細目」という。）に基づき，独立行政法人国立高等専門学校機構宇部工業高等専門学校の学寮給食業務，校内食堂業務，売店業務及び自動販売機設置業務（以下「業務」という。）を実施するものとする。

2 受託者は，業務を実施するに当たり，食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関連法令等を遵守し，教育機関であることを十分認識し，その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第 2 条 委託期間は，平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条 委託者は，受託者が当該契約に違反したとき又は正当な理由なく本校の指示に従わなかったときは，本契約を解除することができる。

第 4 条 委託者は，受託者に対し，本業務に伴ういかなる対価も支払わないものとする。

第 5 条 受託者は，給食費として実施細目に定める金額を寮生から徴収するものことができる。

第 6 条 受託者及び委託者は，仕様書 別表 1 に定める経費をそれぞれ負担するものとする。

2 光熱水費（電気，ガス，水道）については，総務課契約係の請求に従い銀行振込（振込み手数料は受託者負担）とすること。

第 7 条 委託者は，受託者に対し，本業務に必要な施設及び設備・備品（以下「施設等」という。）として，仕様書 別表 2 及び 4 に定める施設等は無償で使用させるものとする。

2 受託者は，善良なる管理者としての責任をもって施設等を使用しなければならない。

第 8 条 受託者は，その責に帰すべき事由により施設等を滅失し又は破損した場合は，その損害を賠償しなければならない。

第 9 条 受託者は，施設等を本業務以外に使用し，又は第三者に貸与・譲渡してはならない。

2 受託者は，自己の負担において施設等の修繕・模様替等をしようとする場合は，委託者の承認を受けなければならない。

第 10 条 受託者は，本業務を第三者に実施させてはならない。

第 11 条 受託者は，その責に帰すべき事由により，利用した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは，被害者に対してその損害を賠償するものとする。

2 受託者は，前項を履行するため，賠償責任保険に加入しなければならない。

第 12 条 委託者は，受託者が次の各号に該当するときは，契約を解除することができる。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し，又は受託者が構成

員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、この契約に関して、第1項の各号に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

第13条 委託者は、次の各号に該当する事由があるときは、本契約を解除することができるものとする。

一 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第三号から第四号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 受託者が、第四号から第七号までのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第八号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

八 受託者が前条各号のいずれかに該当したとき。

第14条 委託者又は受託者が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、4ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第15条 委託期間が満了したとき又は前3条の規定によりこの契約が解除されたとき、受託者は施設等を原状に回復して返還しなければならない。但し、委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

第16条 受託者は、委託者が定めた別記「個人情報取扱業務契約遵守事項」を遵守すること。

2 受託者は、本契約が満了又は解除された場合においても、本業務遂行上知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。

第 17 条 この契約において紛争が生じ, 双方の協議により解決しないときの訴えの所轄は, 宇部工業高等専門学校所在地を所轄区域とする山口地方裁判所とする。

第 18 条 この契約についての必要な細目は, 独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第 19 条 この契約に定めのない事項について, これを定める必要がある場合は, 委託者・受託者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため, 委託者・受託者は次に記名し印を押すものとする。  
なお, この契約書は 2 通作成し, 双方で各 1 通を所持するものとする。

平成 26 年 月 日

委託者 山口県宇部市常盤台二丁目 14 番 1 号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
宇部工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 前川 幸枝

受託者

## 個人情報取扱業務契約遵守事項

この事項は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が個人情報を取り扱う業務を本機構以外のものに依頼する全ての契約について一般的契約条項を定めるものである。

### （基本的事項）

第 1 受託者は、当該契約による業務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

第 2 受託者は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （収集の制限）

第 3 受託者は、当該契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （漏洩、滅失及び毀損の防止）

第 4 受託者は、当該契約による業務により知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （従事者の監督）

第 5 受託者は、当該契約による業務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、受託者は当該契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### （個人情報の目的外利用・提供の禁止）

第 6 受託者は、機構の指示がある場合を除き、当該契約による業務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は機構の承諾無しに第三者に提供してはならない。

### （再委託の禁止）

第 7 受託者は、当該契約による業務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、受託者が委託先及び委託の範囲を機構に対して報告し、予め機構の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。この場合において、受託者は、当該契約により受託者が負う義務を再委託先に対しても遵守させるものとし、受託者と再委託先との契約書において明記すること。

(複写又は複製の禁止)

第 8 受託者は、当該契約による業務を処理するために機構から引き渡された個人情報記録された資料等を機構の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。また、業務を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

(資料等の運搬)

第 9 受託者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏洩防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(事故発生時における報告)

第 10 受託者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに機構に報告し、機構の指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第 11 受託者は、当該契約による業務を処理するために、機構から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、法令に特別の定めがある場合を除いて、当該契約による業務処理の完了後、直ちに機構に返還し、又は引き渡すものとし、機構の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(実地調査等)

第 12 機構は、当該契約による個人情報の安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受託者に対して必要な資料の提出を求め、又は指示をすることができる。なお、受託者は機構の調査に協力するものとする。

(損害賠償)

第 13 受託者は、その責めに帰すべき事由により、当該契約による業務の処理に関し、機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により機構又は第三者に損害を与えたときも同様とする。